神戸市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 市域農業の現状

神戸市(以下「市」という。)農業は、耕地面積約 5,100 ヘクタールという広大な面積を有し、 県下でも有数の農業地帯を形成しており、水稲・園芸・畜産が有機的な連携の下に、都市近郊農業 として大都市ではまれに見る意欲的な農業が展開されている。

これら農業は、「新鮮で安全な品質の高い農産物を安定的に供給」という経済的な機能のほかに、「快適な都市環境の保全・創出」、「都市活力の創出」、「市民に憩いと安らぎの場の提供」、「災害に強く、市民生活を守る」といった社会的機能をも有し、都市住民に対して、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、農産物価格の低迷や生産費の高騰により、農業所得が減少するなか、国の農業改革の進展や国内のライフスタイルの変化など、農業を取り巻く環境は刻々と変化している。

また、都市的土地利用の拡大に伴う農地のかい廃や、兼業化の進展、老齢化等の就業構造の変化が後継者の不足をもたらしており、混住化社会の進展に伴い地域住民の意識が多様化する等連帯意識の低下は、農業地域における生産及び生活環境の維持機能を減退させることとなり、地域の発展に数多くの課題を投げ掛けている。さらに、後継者の確保が困難な地域では、遊休化する農地が増加傾向にあり、担い手の規模拡大に結び付いていないだけでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。これらの課題の解決に向けて「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を定め、これに基づいて地域住民が主体となった「里づくり」を進めている。今後も「里づくり」を軸に、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第19条にある地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)の策定に向けた地域の農業者等による地域での話し合いを通じて、秩序ある土地利用の計画的推進、農村らしい景観や環境保全・形成を図るとともに、農業の振興、都市と農村との交流を進めることにより、活力ある農業・農村地域の形成を目指すことが必要と考えられる。

2 市域農業の基本目標

市域農業の基本目標は、「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」の下に、「持続可能な農業の振興」、「農村定住環境の整備」の事業を実施する。また、SDGs に資する資源循環型農業として、「こうべ里山 SDGs 農業」を推進していく。

(1)持続可能な農業の振興

将来の担い手を明確にするために「地域計画」を策定するとともに、集落営農組織の広域法人化を進め、農地を集積することにより、持続的な維持管理が可能な「農地管理神戸方式」を構築する。 また、農業生産施設等の設置を支援することにより、新規就農者や農業後継者の経営安定化を図る。

(2)農村定住環境の整備

神戸・里山暮らしの推進として、神戸ならではの里山暮らしを希望する都市住民の相談に応じ、その意向にそった住居や農地の情報の提供や地域とのマッチングを行うため、農村定住促進コーディネーターを配置し、移住後もフォローする体制を整備するとともに、空家バンクの運営や空家改修の支援など、空家の活用を進める。

(3) こうべ里山 SDGs 農業の推進

市内の畜産農家が生産する堆肥や下水由来の「こうべ再生リン」の活用などの地域資源循環の取り組みや、減農薬・減化学肥料栽培の推進、有機農業の拡大、さらにはそれらの取り組みにより生

産された農産物の付加価値化など、SDGs の推進に資する神戸独自の資源循環型農業として「こうべ里山 SDGs 農業」を推進していく。

3 目標とする農業所得・労働時間

(1) 効率的かつ安定的な経営体

市は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ各種施策を進めるに当たり、農業が職業として 選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね 10 年後)の農業経営の目標を明ら かにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を本業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得540万円程度(1農家当たり660万円程度)、年間労働時間1,800時間程度の水準を実現できるよう、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり年間農業所得概ね200万円とする。

4 農業経営基盤強化促進事業の推進

市は、地域の農業振興を目指す農業者、農業関係団体の自主的な取り組みを助長するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- (1) 各集落における農業の将来展望及び農地の効率的かつ総合的な利用とそれを担う経営体を明確にするため、集落の農会等の集まりを積極的に活用し、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者等による協議の場を設け、集落内での十分な協議に基づく合意形成を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者、その集団及びこれらの周辺農家に対し、営農診断、営農改善方策の提示等を行って、各経営体が主体的に将来方向を定め、経営改善計画の策定や相互の連携が図られるよう誘導する。
- (2) 農業委員会との連携により、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握と地域計画に基づく利用権設定を促進し、担い手への農地集積と農業経営の規模拡大を目指す。

さらに、集落営農組織等の農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託 の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営の展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善等による高収益化や新規作目の導入を推進する。

- (3) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、 農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っている。このためオペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらにその次のステップとして、集落営農組織の広域法人化を推進し、「農地管理神戸方式」の構築を図る。
- (4) 市の農家構成の大部分を占めている兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等については、地域の他農家との間で役割分担を明確化しつつ、農村景観及び地域資源の維持管理、情報網の整備・活用により農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくとともに、これら農家を含めて総合的に市の施策を講じるものとする。

(5) 法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、大規模な条件整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分配慮するものとする。

5 推進指導体制等

市は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等、重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

第1の3の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、市は、就農相談等を通じて 就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、 個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画認定制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、農業協同組合、県等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率 的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	[作付面積等] 軟弱野菜 (ホウレンソウ=16a×5 回転、 シュンギク=11a×5 回転、 チングンサイ=7a×6 回転) [経営面積] 1ha	 「主な資本装備」 ・ハウス 4000 ㎡ ・保冷庫 2 坪 ・トラクター(15ps) 2 台 他 「技術体系等」 ・防虫ネット、防蛾灯等による減農薬栽培 ・周年栽培体系の確立・機械化体系による省力化・予冷設備の導入 	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・パートタイマーの利用
施設野菜	[作付面積等] ff = 35a [経営面積] 45a	[主な資本装備] ・ビニールッウス 3500 ㎡ ・高設栽培施設 3500 ㎡分 ・育苗ッウス 840 ㎡ ・動力噴霧機 他 [技術体系等] ・高設栽培施設の導入 ・観光直売方式等の導入	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・パートタイマーの利用
露地野菜	[作付面積等] ブ・ロッコリー=1.4ha キャヘ・ツ=1.4ha スイートコーン 0.8ha 水稲 0.8ha	[主な資本装備] ・トラクター(25ps)1台 ・田植機(歩行4条)1台 ・コンバイン(2条)1台 ・野菜移植機1台 ・収穫運搬台車、乗用管理機 各1台 [技術体系等]	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パ-トタイマ-の利用
	2. 8ha (借地 2. 0ha)	・播種から収穫まで機械化体 系による規模拡大、乗用管 理機、収穫運搬台車導入に よる労働力の軽減 ・減農薬栽培の導入		
果樹	[作付面積等] 梨=1ha [経営面積] 1ha	[主な資本装備] ・つり棚 ・スス゚リンクラー1式 ・耕耘機(7ps)1台 ・動力噴霧機1台 ・選果機1台 他 [技術体系等] ・施設等の共同利用、共同 作業、共同出荷 ・観光直売方式等の導入	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・水日制の導入・パートタイマーの利用

		・防蛾灯の設置 ・無袋栽培		
施設花き	[作付面積等] 花壇苗(パンジー、ハゴゴニア、その他)=延べ77a [経営面積] 40a(施設面積3、850 ㎡)	[主な資本装備] ・ハウス 3、850 ㎡ ・育苗室 パイプ100 ㎡ ・播種機 1 台 ・ポッティングマシーン 1 台 ・ネサー1 台 ・暖房機 3 台 他 [技術体系等] ・温室管理の自動制御化 ・農業協同組合が生産するプラグ苗を利用 ・自動土入れ機等導入による 作業の省力化	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入・パートタイマーの利用
施設花き + 露地花き	[作付面積等] シンテッポ ウュリ=36a チューリップ =36a 水稲=60a [経営面積] 1. 3ha (施設 2、400 ㎡)	[主な資本装備] ・パイプハウス 2、400 ㎡ ・保冷庫 1.5 坪 ・低温貯蔵庫 1 台/17 戸 ・トラクター(23ps) 1 台 ・管理機(8ps) 1 台 ・灌水設備 3 式 ・暖房機 6 台 他 [技術体系等] ・連作障害対策として、5 年 1 作の輪作体系・水稲は委託栽培 ・移植機等の導入による作業 の省力化 ・極早生〜晩生品種の組み 合わせによる長期出荷。	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入・パートタイマーの利用
畜産 (酪農)	[飼養頭数] 乳用牛 経産牛 58 頭 育成牛 29 頭 [作付面積] 飼料作物=延べ4ha [経営面積] 2ha(借地1ha)	「主な資本装備」 ・成牛舎 500 ㎡ ・育成牛舎 200 ㎡ ・育成牛舎 200 ㎡/3 戸 ・乾燥ハウス 200 ㎡/3 戸 ・乾燥ハウス 490 ㎡/3 戸 ・堆肥舎 250 ㎡/3 戸 ・バ ルククーラー 1 台 ・パ イプ ラインミルカー 1 式 ・バ ーンクリーナー 1 台 ・トラクター(50、20ps)各 1 台 ・フォーレージ ハーバ スター 1 台/3 戸	・複式簿記の記帳に よる的確な経営管理 (パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入・ヘルハ゜ー制度の利用

		 ・マニュアスプ・レッダ・-1台/3戸他 「技術体系等] ・家畜糞尿の低コスト処理システムの導入 ・堆肥の広域流通対策技術の導入(パーレット化等) ・TMR 給与の活用による飼養管理の合理化 ・個体別自動給餌システムの導入 ・ロホ・ット搾乳システムの導入 ・牛群検定事業の実施 		
畜産 (肉牛 肥育)	[飼養頭数] 黒毛和種去勢=220 頭	[主な資本装備] ・牛舎(木造)1、200 ㎡ ・堆肥舎(木造)500 ㎡ ・堆肥舎(木造)500 ㎡ ・牛舎兼管理舎(木造)500 ㎡ ・タイヤショヘ・ル1台 ・飼料撹拌機1台 ・カッティンケ、ミナザー(牽引式)1台 ・ヘイ、イラー(牽引式)1台 他 [技術体系等] ・家畜糞尿の低コスト処理システムの導入 ・堆肥の広域流通対策技術の導入(ペ゚レット化等) ・肥育期間23ヶ月 ・追込み制限給餌	・複式簿記の記帳による的確な経営管理(パソコン導入) ・青色申告の実施	・休日制の導入・ヘルハ。一制度の利用

(注) 「個別経営体」とは、個人または一世帯によって農業が営まれている経営体であって、 他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型ごとの農業経営の指標について、 その前提となる労働力構成は、標準的な家族経営を想定して、 主たる従事者 1 人、補助者 2 ~ 3 人程度として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	[作付け面積等]	[資本装備等]	[経営の合理化]	[従事者]
	水稻=40ha	・トラクター(40、60ps)各1台	・記帳とパソコン導入に	主たる従事者2名
	ソバ=10ha	・乗用田植機(6条)2台	よる経営の数量化	
	小麦=7ha	・自脱型コンバイン(4、6条)	・法人化の推進	[形態等]
	作業受託=50ha	各1台	・委託料清算にパソコン	・給料制の導入
		・育苗用播種プラント1式	の活用	・雇用労力の推進
	[経営面積]	·乾燥機 2.4t×5 基		・従事者全員の社会
	50ha	・もみすり機1台		保険加入
		・ライムソワー 1 台		・労務環境の快適化

・畦塗り機1台	のための環境整備
·播種機 1 台	
・サブ ソイラー 1 台	
·乗用管理機1台 他	

(注) 「組織経営体」とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、または農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものとした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に神戸市内で展開している優良事例を踏まえつつ、神戸市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の3の(2)に示す目標を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

都市近郊の立地等の強みを活かし、将来にわたる持続可能な農業を展開していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、農業後継者や新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農(農業経営の開始又は農業への就業)を しようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、青年 等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者 への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、家族経営、副業的に行う経営体などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い 手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な 維持管理を図るための支援を実施する。

※農業を担う者は、以下のとおり。

ア 認定農業者等の担い手 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準達成者)

イ ア以外の多様な経営体(継続的に農用地利用を行う経営体、 農業を副業的に営む経営体等)

ウ 委託を受けて農作業を行う者

2 神戸市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業改良 普及センターや農業協同組合、(一財)神戸農政公社など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情 報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場 の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業

者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、(一財)神戸農政公社などの関係機関と連携しつつ、就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する 農業者の情報を積極的に把握するよう努め、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受け られるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(個別経営体、集落営農等による 組織経営体)に対する農用地の利用の集積に関する目標は、概ね次に掲げる程度である。

30 パーセント

- (注) 1 目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的作業(水稲については 耕起、代かき、田植、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫)を3作業以上実施し ている農作業受託の面積を含む。)面積のシェアである。
 - 2 目標年次は概ね10年先とする。
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者等による協議の場を設け、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

担い手不足地域では、個人から集落営農組織へ農地を集積し、広域化・法人化を進める。あわせて、 リモコン草刈り機やアシストスーツなどの省力化農業用機械の導入を支援し、農業経営の安定化をはか り、農地の持続的な維持管理が可能な「神戸方式」を構築する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 農業者等の協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他農地中間管理事業及び農地中間管理機構の事業の特例に関する事項
 - (1) 協議の場の設置の方法

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者等による協議の場を設け、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、集落の農会等の集まりを積極的に活用する。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

(3) その他農地中間管理事業及び農地中間管理機構の事業の特例に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用 改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域の農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、 農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる原則として集落の区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

- (4) 農用地利用規程の内容
 - ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - (イ)農用地利用改善事業の実施区域
 - (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - (オ) 認定農業者に対する農用地利用集積の目標その他農用地の利用関係改善に関する事項
 - (カ) その他必要な事項
 - イ 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産 の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ア (2) に規定する区域をその地区とする地域の農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び 構成員につき法第23条第3項に規定する要件を備えるものは、別に定める様式により認定申 請書を市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。
 - イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の 認定をするものとする。
 - (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであり、 特に以下のa及びbを満たしていること。
 - a 前項アの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

- b 申請者は特に必要があると認められる場合には、農業上の利用の程度がその周辺地域に おける農用地の利用の程度と比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有 者(所有権者以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、 認定農業者に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定めら れていること。
- (ウ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ 市は、イの認定をしようとするときは、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くものとする。
- エ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告するものとする。
- オ アからエの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定
 - ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項 を定めるものとする。
 - (ア) 特定農業法人の名称及び住所
 - (イ)特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
 - (ウ) 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請が あった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件 に該当するときは、(5)のアの認定をする。
 - (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - (ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。) において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要あると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める旨定められていること。
 - エ (6)のアの認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、 特定農用地利用規程は、法12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善事業の指導及び援助
 - ア 市は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援

助に努めるものとする。

- イ 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善 事業の実施に関し農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の 指導又は助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努めるものと する。
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の 促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業及び農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及 啓発
- エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化のための推進措置と農作業の受委託の組織的な 促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の 設定への移行の促進
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、 農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっ せんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等 により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 市は、農業生産基盤整備を通じて、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者への配慮をする。 イ 市は、人と自然との共生ゾーン基本計画による計画的な土地利用を行うとともに、農村の活 性化を図り、地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 市は、農用地利用の集積、集団化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に 資するよう努める。
- エ 市は、農業集落排水事業を実施するなど、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑 な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市、農業委員会、農業改良普及センターの職員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員及び農用地利用改善団体等の代表者等の関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 利用権設定等に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても、 同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を定める場合、従前の例によ るものとする。

附則

- この基本構想は、平成7年1月24日から施行する。
- この基本構想は、平成13年3月26日から施行する。
- この基本構想は、平成15年8月28日から施行する。
- この基本構想は、平成17年12月21日から施行する。
- この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
- この基本構想は、平成29年1月25日から施行する。
- この基本構想は、令和3年8月26日から施行する。
- この基本構想は、令和5年9月19日から施行する。